

2025 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 S H I F T
代表者名 代表取締役社長 丹 下 大
(コード番号：3697 プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 小 林 元 也
(TEL. 03-6809-1165)

**第 20 回定時株主総会「第 2 号議案 監査等委員である取締役 2 名選任の件」に関する
議決権行使助言会社 ISS 社の反対推奨に対する当社の見解について**

今般、2025 年 11 月 25 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議する「第 2 号議案 監査等委員である取締役 2 名選任の件」(以下「本議案」)に関し、議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services Inc. (以下「ISS 社」)が候補者番号 2 の谷中直子氏(以下「谷中氏」)の選任に対して、反対推奨をしているとの情報を入手いたしました。本議案に関する当社の考え方等は、招集ご通知に記載のとおりですが、改めて当社の見解を補足説明いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. ISS 社の反対推奨の内容

ISS 社は、本議案における候補者番号 2 谷中氏の選任について、関連する組織との取引の有無のみが記載されており、取引の金額についての具体的な記載がないため重要性が評価できないとして、独立性がないとみなして反対推奨をしております。

2. 当社の見解

当社は以下の事由から、谷中氏の独立性に欠ける事実はなく、監査等委員である社外取締役として適格性を有すると判断しております。

(1) 法律事務所に所属はしているが、業務執行者ではなく、個人としての取引もない

招集ご通知に記載の通り、谷中氏は 2021 年 1 月より東京国際法律事務所へ入所していますが、カウンセラーとして入所しており、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員の確保(有価証券上場規程第 436 条の 2)」、「上場管理等に関するガイドライン」及び日本取締役協会の「取締役会規則における独立取締役の選任基準」等を参考に策定している当社の「社外役員の独立性判断基準」に定める同事務所の業務執行者には当たらず、また、個人としても過去 3 年間に於いて当社との取引はございません。

(2) 東京国際法律事務所との過去 3 年の平均年間取引額は 1,000 万円以下であり、かつ同所の総売上高の 2%以下である

(1) で記載の通り、本議案における谷中氏の選任について、当社の「社外役員の独立性判断基準」に抵触する事実はないものの、谷中氏がカウンセラーとして所属する東京国際法律事務所と当社との取引金額について補足しますと、同事務所と当社との過去3年の平均年間取引額については、当社の「社外役員の独立性判断基準」に定める「本議案の候補者が専門家として個人で役務提供している場合の平均年間取引額である1,000万円」を下回り、かつ「本議案の候補者が同事務所の業務執行者であった場合の同事務所の総売上高の2%」を下回っております。

- (3) 上記に加えて、谷中氏を監査等委員である取締役候補者とする際は、当社が設置する指名・報酬委員会において、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき審議を経たのち、監査等委員会の同意を得て、取締役会において決議を行っております。なお、谷中氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定する旨を同取引所に届けております。

【ご参考】＜前回2023年谷中氏選任時の賛否状況＞

賛成数：	160,388 個
反対数：	46 個
賛成割合：	99.97%

株主の皆様におかれましては、以上の補足説明も踏まえて十分にご検討の上、議決権を行使いただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以 上

＜本リリースに関するお問い合わせ先＞

株式会社 SHIFT IR 室

メール：ir_info@shiftinc.jp